

令和 8 年第 3 回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 2 号	8 . 8 . 2 6	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	《請願趣旨》 学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き、中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、「3分類」にかかわらず、業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。 こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。 《請願事項》 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。	田中 真己 打越美和子 マーサー川又 滑川 友理 萩谷 慎一 佐藤 昭雄 黒木 勇 綿引 健 松本 勝久	文 教 福 社

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 3 号	8 . 8 . 28	大工町交差点 に歩車分離式 信号の導入を 求める請願	《請願趣旨》 令和7年11月に国道50号の大工町交差点において、横断歩道を渡っていた当時3歳の女の子が、左折してきた自動車にはねられ死亡するという、大変痛ましい交通事故が発生した。今後、同様の交通事故を二度と起こさないようにするため、事故現場となった交差点に、歩行者と車両のシグナルを分離する歩車分離式信号を導入すべきである。この交差点では、交通事故が度々発生しており、対策は急務である。また、当該交差点には、歩行者の安全対策として、歩道橋が設置されているものの、老朽化が進んでいることに加え、その使用に当たっては、何十段もの階段の上り下りを強いられることになる。超高齢社会が進む中で、高齢者の大きな負担となっているだけでなく、車椅子やベビーカーを利用する方にとっても、歩道橋を使用しての移動は困難を伴うと言わざるを得ない。バリアフリーの視点からも、歩車分離型の横断歩道の設置が求められている。 よって、下記の事項について、強く要望するものである。 《請願事項》 大工町交差点への歩車分離式信号の導入について、関係機関に働きかけること。	田中 真己 打越美和子 小泉 康二 黒木 勇 綿引 健	総 務 環 境

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 3 号	8 . 8 . 19	化学物質過敏症（ＣＳ）の人に対する人的支援と、学習会の実施に関する陳情	《陳情趣旨》 1 人的支援を得られない問題 化学物質過敏症（ＣＳ）の人は、必要な人的支援が得られない。障害年金関係の書面で、外出困難、介助が必要と示されていても介護を認められない、認められたとしてもスタッフの香害などの被害で介護を受けられない問題がある。 (1) 認められない問題 水戸市の障害福祉課の担当係長いわく「居宅介護はＣＳでは認められない。（障害者）手帳がない、難病指定もない」等と言っており、人権侵害を受けている。厚労省が居宅介護の適用要件にＣＳを盛り込んでいないことが原因である。環境障害という手帳ができれば、環境過敏症（ＣＳ、ＥＳ（電磁波過敏症）、その他）の人たちが救済される。環境障害と示すことで、香料、柔軟剤、合成洗剤、消毒剤など漂わせる製品を使わない、撤去する、携帯・スマホ等の電源オフ、使わない電化製品のコンセントを抜く等、パッと対応してもらえるようになるとよい。しかし、新たな手帳を作るのに何年もかかるようでは、何年もの間ＣＳの人が救済されないため、早く適用して救済することが必要である。そのためには、ＣＳなどを個別案件で認められるようにする等の対応が必要である。現行の障害者差別解消法では、ＣＳの人も、他の環境因子が障壁となる人も、全ての人に適用される。現行法に基づき、居宅介護の支援も、身体障害・精神障害・知的障害・難病指定だけでなく、ＣＳを含め全ての支援が必要な人に、個別の案件で検討し、認定するという方法が、一番適切で、現行の障害者差別解消法を順守した対応である。他の疾患（例えば、がん）の人は個別の案件で介護などを認められているのに、ＣＳの人が認められないのは、差別であり、障害者差別解消法に違反する。ＣＳの人は、人権侵害を受け続け、社会から見捨てられている状況である。参考資料では、環境過敏症の人たちの被害の実態、社会問題であることがよく分かる。国会（衆議院）の議論では、担当大臣が「化学物質過敏症の人が介護を受けられないことがあってはならない」と答弁し、厚労省が介護のガイドラインで、「化学物質過敏症を理由に対応を拒否してはならない。きちんと聞き取って、配慮をするように」と明記している。しかし、必要な支援の認定が受けられない、認められないのが実態である。水戸市の他の訪問型の支援サービスを調べたが、使えるものがない。ＣＳの人が必要な支援を受けられるようにしていただきたい。居介	文 教 福 社

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			護などを認めていただきたい。外出困難で、個別送迎が必要、買物に行けないため、代わりに買物に行ってくれることが必要、粉じんがついた洗濯物を洗えない（曝露で健康被害を受けるため）、体調不良のときに料理を作れない等の困難がある。送迎、買物、家事支援、介助などが必要である。水戸市議会から市の担当課に、ＣＳの人が必要な支援を受けられるよう、認めるよう求めている。水戸市議会から国（関係府省庁）に、ＣＳの人が必要な人的支援を受けられるよう、認めるよう意見書を提出していただきたい。水戸市で、独自に、訪問派遣事業（送迎、家事支援など）をつくるか、拡充するかを行い、必要な人的支援、訪問派遣ができるようにしていただきたい。 (2) 受けられない問題 日本全国で、医療介護従事者の香害などで、必要な医療介護が受けられないことが社会問題になっている。先日、身内の救急搬送で、救急車が家に来たとき、救急隊員から柔軟剤などの香料臭を曝露された。私はそのとき、直接接しなかったが、救急車が去った後、後始末に追われた。家の内外の空気が汚染され、いなくなった後も、しばらく残り香があり、扉や床、カーテン等を拭き取り、掃除機で何度も掃除し、外気の様子を見ながら換気する（外も汚染されているが、中も汚染されているため、開けてよいのか迷うが、外に臭いがたまっている場所は離れているため、汚染を逃がすためには開ける）ことが必要だった。頭痛がひどくなり、その日の夜は、まともに寝られず、不眠になった。救急隊員から、曝露汚染され、被害を受けた。救急隊を含め、全ての医療・介護・福祉・保健等の関係者は、曝露する原因製品を自粛すべきである。宝塚市では、自粛を求めている。原因製品（合成洗剤、柔軟剤、長続き製法の製品（香り、消臭無臭、除菌抗菌）、香り付製品、芳香剤、アロマ（天然も人工も）、制汗剤、整髪料、消毒剤、殺虫剤、除草剤、農薬、建築用の接着剤、煙草（電子含む）、薪ストーブ、人工芝ほか）、特に洗濯用の合成洗剤、柔軟剤、長続き製法の製品などは、人体も動植物も環境も物も汚染し、甚大な被害を出している。自粛を求めている。」「過敏症の介護問題に関する要望書への回答」によると、アメリカのＣＤＣでは、全ての従業員と来訪者に、有害な化学物質を曝露する製品の使用を禁止している。 2 学習会の実施を。 日本消費者連盟には、講師団がいる。香害や化学物質の被害防止の学習会の講師依頼が可能である。問い合わせいただき、学習会の提供をお願いする。他の自	

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			治体では既に実施しているところがある。 《陳情事項》 1 化学物質過敏症（ＣＳ）の人が必要な人的支援（介護（居宅介護、その他）、送迎、家事支援、介助など）を受けられるようにすること。 （１）水戸市で個別案件で認めること。 （２）国に意見書を提出すること。 （３）市独自で訪問派遣事業をつくるか拡充すること。 2 全ての関係者に、香害、化学物質の被害防止に関する周知啓発を行い、原因製品を自粛するよう求めること。 3 香害や化学物質の被害防止に関する学習会を行うこと。	